秋田市雄和市民サービスセンター構内駐車場除排雪業務委託仕様書

秋田市雄和市民サービスセンター構内の除排雪業務にあたっては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うこと。

１　作業実施場所

秋田市雄和妙法字上大部４８番地１および
秋田市雄和妙法字上大部７７番地１
秋田市雄和市民サービスセンター構内

２　基本事項

(1) 作業員は法令等の有資格者に限る。

(2) 熟練した作業員を配置し、作業員の経歴書を秋田市に提出すること。ただしダンプ作業員を除く。

３　委託期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日までとする。

４　作業機材

除雪ドーザを使用すること。

５　作業の実施方法

(1) 新雪除雪は新積雪深が概ね１０ｃｍ以上になった場合又はなると予想される場合に実施し、秋田市の指示により速やかに作業を開始すること。

(2) 圧雪層を完全に除去し、車道および駐車場内を完全除雪する。また、除雪した雪は秋田市の指示する場所に集積すること。

(3) 秋田市の指示により遅滞なく排雪作業を実施すること。

ア　排雪作業を実施する場合は原則として現場代理人を派遣し、その代理人のもとに作業を実施すること。

イ　排雪にかかる単価は、秋田市の令和８年度道路除排雪単価表によるものとする。

(4) 受託者は作業中における交通等の安全確保には十分注意し、必要な標識の設置および円滑な交通誘導を行うこと。

６　作業時間

原則として午前６時までに作業を完了すること。

７　作業図面

別紙「雄和市民サービスセンター構内除排雪箇所図」による。

８　その他

作業中に構内構造物等を破損した場合は、受託者の責任においてすみやかに原形復旧を図るものとする。